

税務署からのお知らせ

問い合わせ先
津山税務署(田町) ☎22-3147

所得税税制改正のあらまし(平成20年分から適用)

○医療費控除の改正

医療費控除の対象範囲に、特定健康診査の結果が高血圧症などと同等の状態である人に対して行われる特定保健指導にかかる費用が加えられました。

○寄附金控除の改正

公益法人制度改革により、寄附金控除の対象となる「公益の増進に著しく寄与する法人」の範囲について、民法第34条の規定により設立された法人(宗教・社会福祉・学校法人など)が除外されるとともに、公益社団法人と公益財団法人が加えられました。

また、平成20年4月1日以後に「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に規定する特定新規中小企業者に該当する一定の株式会社により発行される株式を、その発行の際に払い込みにより取得した場合において、その株式の取得に要した金額(1,000万円を限度)については寄附金控除を適用できることとされました。

○住宅借入金等特別控除の控除額にかかる特例の創設

居住の用に供する家屋について、省エネ改修工事を含む一定の増改築工事を行い、平成20年4月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した時は、その工事費用に充てるために借り入れた住宅ローンの年末残高(1,000万円を限度)の一定割合(1または2%)を5年間にわたり所得税から控除できる特例が創設されました。

平成20年分の消費税・地方消費税の確定申告

対象 平成18年分の課税売上高が1,000万円を超えている事業者(平成20年分の課税売上高が1,000万円以下でも申告する必要があります)

※相談も受け付けていますので、お問い合わせください

期限 3月31日(火)まで

個人住民税の公的年金からの特別徴収(天引き)制度が始まります

現在、公的年金にかかる個人住民税は、他の所得にかかる税額と併せて「納付書による現金払い」「口座振替」または「給与からの天引き」で納めていただいています。平成21年10月から、一定の条件に該当する人については公的年金からの特別徴収(天引き)によって納めていただくこととなります。

なぜ導入されるの?

高齢化が進んでおり、公的年金を受給する人が増加しています。金融機関に足を運んで納税する手間が省け、高齢者にとって納税の利便性が向上します。市にとっても確実な納税によって徴収業務が効率化し、徴収のための費用を節約することができます。

対象者 公的年金にかかる個人住民税が課税となる人で、4月1日現在において国民年金法に基づく老齢基礎年金などの支払いを受けている**65歳以上の人**

※ただし、次の人は天引きの対象にはなりません

- ① 公的年金にかかる個人住民税が非課税となる人
- ② 老齢基礎年金などの給付額の年額が18万円未満である人
- ③ 天引きされる税額が老齢基礎年金などの年額を超える人
- ④ 老齢基礎年金などから、所得税・介護保険料・国民健康保険料、または後期高齢者医療保険料を控除した後の額が天引き額より少ない人
- ⑤ 介護保険料を普通徴収(納付書払いまたは口座振替)で納める人

対象税額 公的年金などにかかる所得分の所得割額と均等割額が対象となります。公的年金以外の所得がある場合、それらの所得にかかる税額は公的年金から当面天引きされることはありません。

対象年金 老齢基礎年金、老齢厚生年金、退職共済年金などが天引きの対象です。なお、対象となる公的年金などを複数受給している場合は、定められた優先順位に基づき高順位の1つの年金から天引きされます。

特別徴収の対象税額と徴収方法

徴収方法	普通徴収(個人納付)		公的年金からの特別徴収(天引き)		
	上半期		下半期		
期別			10月	12月	2月
年金支給月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収税額	年税額の1/4	年税額の1/4	年税額の1/6	年税額の1/6	年税額の1/6

※平成21年度に対象となる人はすべてこの方法となります

■ 通常の場合の徴収方法

期別	上半期(仮徴収)			下半期(本徴収)		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
年金支給月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収税額	前年度の下半期分の額の1/3	前年度の下半期分の額の1/3	前年度の下半期分の額の1/3	年税額から仮徴収した額を控除した額の1/3	年税額から仮徴収した額を控除した額の1/3	年税額から仮徴収した額を控除した額の1/3

※年度の途中で公的年金から天引きする税額が変更になった場合、年金からの天引きは中止となり、徴収済み額を除いた残額のすべてが普通徴収になります

※年度の途中で介護保険料が公的年金からの天引きの対象外になった場合、個人住民税も普通徴収になります

支所



12月10日、阿波幼稚園で「阿波ボランティアの会」主催のいきいきふれあいサロンが開催されました。

園児による踊りや消防車出動の体操・歌などが披露された後、おばあちゃんたちと一緒に「カエルの歌」の合奏やじゃんけんなどでふれあいました。

また、園児たちは小さな手で肩たたきをして「いつまでも元気でね」とニコリ。おばあちゃんたちからは「かわいいなあ」と笑顔があふれていました。

阿波支所

いきいきふれあいサロン
ほっと心が温かくなりました

勝北支所

第29回勝北新春ミニマラソン大会
寒さに負けず、健脚競う

だより

1月18日、勝北総合スポーツ公園で第29回勝北新春ミニマラソン大会が開催されました。

小・中学生や一般、ファミリーの計7クラスに分かれ、2km・3kmのコースで健脚を競いました。今年も、例年を上回る215人のランナーが参加し、寒さに負けない熱気あふれる大会となりました。

走り終えたランナーは、会場で振る舞われた豚汁や温かい飲み物で体を温めながら、今年一年の抱負を語り合っていました。



問い合わせ先 課税課(市役所2階4番窓口) ☎32-2015

- Q** 年金収入がいくらまでなら個人住民税が年金から天引きされないのでしょうか?
- A** 扶養を申告していない場合は年間148万円以下です。扶養を1人申告している場合(例えば配偶者を扶養している場合)、年間192万8千円以下でしたら天引きされません。
- Q** 私は障害年金をもらっています。障害年金からも天引きされませんか?
- A** 障害年金は非課税の収入ですので、天引きされません。遺族年金も同じです。
- Q** 私は夫と死別し、自分の年金収入190万円です。一人暮らしをしています。148万円を超えるので天引きされるのでしょうか?
- A** 夫と死別し再婚していない場合は、申告することで寡婦控除を受けることができます。年金収入が245万円以下の人が寡婦控除を受ければ個人住民税は非課税となり天引きされません。なお、障害者控除も同じです。
- ※寡婦・寡夫控除は再婚していないことを条件に、所得要件や扶養の有無、死別・離別で適用の可否が決まります

